

「 憲 法 」

60分

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

次の事案につき、資料1・2を併せて読んだ上で、憲法上の論点を取り上げて検討しなさい。

原告Xは、Y市在住のいわゆるフリージャーナリストで、優れた報道の実績をもち多くの書物を著すなどにより、報道の世界において著名な人物であるが、Y市の市政記者クラブには所属していない。

Xは、Y市議会財務総務委員会(常任委員会のひとつである)で審議される議員の出張にかんする議案に関心を抱き、これを報道したいと考えて、同委員会の委員長に傍聴の許可を申請したところ、同委員長は、これを許可しない旨の処分をして、Xに下記の通知をした。

そこで、Xは、本件不許可処分により損害を被ったとして、国家賠償法にもとづき、Y市を相手取って損害賠償を請求した。

記

「地方自治法111条にもとづいて制定されたY市会委員会条例では、『委員会は、議員のほかには傍聴を許さない。ただし、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得た者については、この限りでない。』と規定されていますが、従来から、傍聴は、市政記者クラブ所属の記者にのみ許可するのが先例となっています。

したがって、委員長として、財務総務委員会各派代表者会議での協議を受けて、貴殿の申請についてはこれを許可しないことと決し、この旨通知します。」

【資料 1】

地方自治法115条1項で公開を義務づけられている「会議」には、常任委員会、議院運営委員会および特別委員会の会議は含まれないとするのが国側の見解であるが、2003年の調査では、全国688市の35.5%にあたる244市が常任委員会を原則公開としており、Y市のように慣例的に非公開としているのは、15市にとどまる。

【資料 2】

Y市の市政記者クラブは、全国の新聞、通信および放送各社が1946年に設立した社団法人日本新聞協会に加盟する報道機関の記者により構成される自主的な組織であり、その運営は、新たな加盟の可否を含め、構成員間の相互の協議により自律的になされている。

以上